

令和9年度 保育施設の利用申込について



1 保育施設の利用にあたって

保育施設（保育所・認定こども園（保育部分）・地域型保育事業（認可））の利用にあたっては、支給認定（2・3号）を受ける必要があります。支給認定を受けるためには、当別町に住民票があり、保護者のいずれもが保育を必要とする事由に該当していることが要件となります。

就労証明書は取得に時間がかかる場合がありますので、ご注意ください。

2 保育を必要とする事由

	事由・期間等		提出書類（※）
1	就労	1月において、64時間以上就労することを常態としている	就労証明書
2	妊娠・出産	出産予定日の8週前の月の初日から出産日の8週後の月の末日までの間で必要とする期間	母子手帳の写し（母氏名欄・予定日欄）
3	疾病・障がい	病気・障がい等を有している	医師の診断書等 障がい者手帳・療育手帳
4	介護・看護	保護者が病気・障がい等を有する同居の親族を常時介護または看護している	
5	災害	震災・火災その他の復旧にあっている	必要に応じた書類
6	求職	求職活動を行っている（90日目が属する月の末日まで）	誓約書
7	就学	就労を前提に学校等に通っている	在学証明書
8	虐待・DV	虐待・DVの恐れがあると認められるとき	必要に応じた書類
9	育児休業（継続在園の場合）	育児休業中も保育の必要があるとき	就労証明書 （9 育児休業の取得の欄を記載）

※必要書類に不備がある方は、利用申込書を受諾できない場合や、利用調整において保育利用の優先順位が下がる場合があります。

3 保育時間

- ◆ 開所時間：午前7時30分から午後6時30分まで
- ◆ 利用時間：保護者の就労時間等に応じて、2つの区分で利用できます。

区 分	利 用 時 間
保育標準時間	午前7時30分～午後6時30分（11時間）
保育短時間	午前8時30分～午後4時30分（8時間）

なお、就労等により上記利用時間を越えて保育が必要な方を対象に延長保育を実施しています。

- ◆ 休所日：日祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）

4 申請期間について

申請期間は以下のとおりです。一次募集期間内の申請で優先的に利用調整・施設内定を行います。
一次募集で定員に達しなかった場合、二次募集以降で利用調整等を行います。

(1) 年度当初(4月1日)から入所を希望する場合

一次募集	令和8年11月2日(月)から 令和8年11月30日(月)まで	結果通知	令和9年1月29日(金) までに通知
二次募集	令和8年12月1日(火)から 令和9年1月29日(金)まで	結果通知	令和9年2月26日(金) までに通知
三次募集	令和9年2月1日(月)から 令和9年2月26日(金)まで	結果通知	令和9年3月12日(金) までに通知

※令和9年3月1日(月)から令和9年3月31日(水)までに申し込みがあった場合、保育施設
の定員や保育を必要とする事由を考慮し、3～4月中に結果通知を行います。

(2) 年度途中から入所を希望する場合

- ◆ 入所希望日の2カ月前から申請ができます。
- ◆ 締め切りは月2回、15日と末日に行います。
- ◆ 結果通知は、15日締め切りの場合は当月末日まで、末日締め切りの場合は翌月15日までに
行います。

5 利用者負担額(保育料)について

- ◆ 3～5歳児：利用者負担額は無償となります。
- ◆ 0～2歳児：保護者の市町村民税により決定します。

※利用者負担額は4月1日時点の年齢で算定します。年度途中に2歳から3歳になる場合でも、利
用者負担額に変更はありません。また、利用者負担額は毎年9月が切り替え時期となります。

例：令和9年度の場合

4月～8月⇒令和8年度の市町村民税に基づく利用者負担額
9月～3月⇒令和9年度の市町村民税に基づく利用者負担額

- ・ 令和8年度住民税の課税情報がない方は、役場税務課税務係で住民税の申告が必要になりま
す。申告後、申告書の写しを提出してください。

※注意事項

- ・ 入所期間中は、出席の有無に関わらず利用者負担額が発生します。長期入院等の場合は、利用
中の施設または子ども係までご相談ください。
- ・ 月途中での入退所の場合は、月日数を25として日割り計算した利用者負担額になります。
- ・ 住宅所得控除、配当控除等の税額控除がある場合は、税額控除前の市町村民税で算定します。
- ・ 利用者負担額算定後、町民税に変更(修正申告等)があった場合は、速やかに子ども係へご連絡
ください。変更後の町民税額で改めて利用者負担額を算定します。
- ・ 婚姻歴のないひとり親世帯を対象に、税法上の寡婦(夫)のみなし適用を行っています。適用
には申請が必要です。

- ◆ 令和8年1月1日時点で当別町に住民登録のない方は、令和8年1月1日に住民登録のあった市町村から交付される令和8年度所得課税証明書の提出が必要になります。

※入所申込書にマイナンバーの記載があり、下記の身元・番号確認書類の提出があった場合は、所得課税証明書の提出を省略することができます。

身元確認（申請者のもののみ）

【1点の提示でよいもの】

- ・ 個人番号カード
- ・ 運転免許証
- ・ 写真付き身分証明書
(氏名・生年月日が記載されたもの)

【2点の提示で確認するもの】

- ・ 保険証（国保・健康保険・介護保険等）
- ・ 公共料金の領収書
- ・ 各種税証明書・納税証明書・源泉徴収票
- ・ 戸籍の附票の写し・住民票の写し
- ・ 当別町が発行した各種医療受給者証
- ・ 身分証明書（社員証等） など

番号確認（番号を記載する全員分）

- ・ 個人番号カード
- ・ 通知カード
- ・ 個人番号記載の住民票の写し

6 就労証明書における押印の取扱いについて

就労先事業所での押印が困難な場合は省略することが可能です。ただし、就労証明書を偽造・無断作成・改変した場合は、押印がなくても、有印私文書偽造罪・有印私文書変造罪・私電磁的記録不正作出罪（電子データの場合）が成立し得ますのでご注意ください。

また、就労証明書の内容について就労先の事業所へ電話確認する場合があります。

7 その他

- ◆ 入所の前に、保育施設でお子さんの面接があります。（入所する保育施設から、申請書に記載のある電話番号に連絡が来ます。）

- ◆ 慣らし保育について

入所後、お子さんが環境の変化に慣れていくよう、保育時間を徐々に増やしていく慣らし保育を実施しています。町内の認定こども園では、以下の慣らし保育期間が必要です。入所日より前に慣らし保育はできません（例：4月1日入所の場合、4月1日から実施）。

- ・ 0～2歳児：10日間（11日目から通常保育）
- ・ 3～5歳児：5日間（6日目から通常保育）

※慣らし保育中の土曜日は、保育はお休みです。

※慣らし保育中にお休みした場合は、期間が延長になります。

※お子さんの状態によっては、慣らし保育期間が延長になる場合があります。

◆ 新規就労・育児休業中の方の申請について

慣らし保育期間を考慮するため、入所後 1～2 週間程度の期間内に就職または復職することを条件に申込みすることができます。就労証明書に必ず雇用（予定）年月日または復職（予定）年月日をご記載ください（※職場等に確認する場合があります）。記載のあった期間内に就労または復職せず、その他の保育要件が確認できない場合は、退園となりますのでご注意ください。

◆ 保育施設では、教材費・給食費等を実費徴収しています。詳細は各園にお問合せください。

また、下記に該当する方は、給食費のうち、副食費（おかず）が免除されます。

・利用する子どもの父母（保護者）の市町村民税所得割額（税額控除含む）の合計が

57,700 円未満（ひとり親・障がい者世帯は 77,101 円未満）の世帯

・生活保護世帯

・里親、小規模住居型児童養育事業者（ファミリーホーム）

・保育施設等に入所又は利用している同一世帯の未就学児を上から数えて 3 人目以降の子ども

◆ 入所の決定後、下記に該当する場合には、入所取り消しや退所していただくことがあります。

・家庭で保育できる状態になったとき

・申請内容等に著しく虚偽があったとき

・理由なく 1 か月以上欠席したとき など

◆ 事実婚の場合は、同居の方の保育の事由を証明する書類等が必要になります。

書類の提出・お問合わせ先

◆ 子ども未来課子ども係 （電話 0 1 3 3 - 2 3 - 3 0 2 4）

〒061-0234 石狩郡当別町西町 3 2 番地 2

総合保健福祉センターゆとろ内

◆ 認定こども園当別夢の国幼稚園（電話 0 1 3 3 - 2 3 - 2 3 8 1）

〒061-0235 石狩郡当別町北栄町 2 0 番地 1 2

◆ 認定こども園おとぎのくに （電話 0 1 3 3 - 2 6 - 2 3 5 3）

〒061-3776 石狩郡当別町太美町 1 4 8 0 番地 8